

## 平成25年第1回印西地区消防組合議会臨時会会議録目次

招集告示	1
会期予定	3
第 1 日 (6月24日)	
議事日程	5
出席議員	6
説明のため出席した者の職氏名	6
議会事務局出席職員氏名	6
開会及び開議	7
議事日程の報告	7
日程第 1 議席の指定	7
日程第 2 会議録署名議員の指名	7
日程第 3 会期の決定	7
日程第 4 諸般の報告	7
日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて	8
日程第 6 議案第 1 号 印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び印西 地区消防組合公告式条例の一部を改正する条例の制定について	10
日程第 7 議案第 2 号 財産の取得について	13
日程第 8 議案第 3 号 財産の取得について	16
日程第 9 議案第 4 号 平成25年度印西地区消防組合一般会計補正予算(第1号)	19
日程第10 発議案第1号 専決処分事項の指定について	22
日程の追加	23
追加日程第1 議長辞職の件	23
日程の追加	24
追加日程第2 議長の選挙	24
日程の追加	27
追加日程第3 副議長辞職の件	27
日程の追加	27
追加日程第4 副議長の選挙	28
日程の追加	29
追加日程第5 議席の一部変更	29
閉 会	30
署名議員	31

印西地区消防組合告示第3号

平成25年第1回印西地区消防組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年6月17日

印西地区消防組合管理者 伊 澤 史 夫

1. 期 日 平成25年6月24日（月）午後2時00分開会
2. 場 所 印西地区消防組合消防本部セミナー室
3. 付議事件
  - (1) 専決処分の承認を求めることについて
  - (2) 印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び印西地区消防組合公告式条例の一部を改正する条例の制定について
  - (3) 財産の取得について
  - (4) 財産の取得について
  - (5) 平成25年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）
  - (6) 専決処分事項の指定について

○平成25年6月24日

○現在議員10名で次のとおり

1番	影山	廣輔
2番	石井	恵子
3番	近藤	瑞枝
4番	山田	喜代子
5番	板橋	睦
6番	岩井	一郎
7番	小金谷	恒久
8番	松本	多一郎
9番	長谷川	則夫
10番	酢崎	義行

平成25年第1回印西地区消防組合議会臨時会 会期予定

会 期	月	日	曜	摘 要
第 1 日	6	24	月	1 開 会 2 開 議 3 議事日程の報告 4 議席の指定 5 会議録署名議員の指名 6 会期の決定 7 諸般の報告 8 議案審議 (承認第1号、議案第1号～議案第4号、発議案第1号、上程、説明、質疑、討論、採決) 9 閉 会

# 第 1 回 臨 時 会

(第 1 日)

## 平成25年第1回印西地区消防組合議会臨時会

### ○議事日程（第1号）

平成25年6月24日（月曜日）午後 2時00分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第 1号 印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び印西地区消防組合公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2号 財産の取得について
- 日程第 8 議案第 3号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第 4号 平成25年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 発議案第1号 専決処分事項の指定について
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 議席の一部変更

○出席議員（10名）

1番	影山廣輔
2番	石井恵子
3番	近藤瑞枝
4番	山田喜代子
5番	板橋睦
6番	岩井一郎
7番	小金谷恒久
8番	松本多一郎
9番	長谷川則夫
10番	酢崎義行

---

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	伊澤史夫
副管理者	板倉正直
会計管理者	中村一男
消防長	半田實
消防本部次長 兼警防課長 事務取扱	石井満
総務課長	須藤達也
予防課長	中澤厚元
警防課主幹	木間峰高
印西消防署長	綿貫茂
印西西署長	浅野富夫
白井消防署長	後藤朝夫
西白井署長	伊藤実
印旛消防署長	後藤良一

---

○議会事務局出席職員氏名

書記長	石井幸夫
書記	阿部啓一
書記	井原基之

---

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時00分)

- 議長（酢崎義行） ただいまから平成25年第1回印西地区消防組合議会臨時会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

- 議長（酢崎義行） 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりです。ご了承願います。

---

◎議席の指定

- 議長（酢崎義行） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび選出されました影山廣輔議員、近藤瑞枝議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定によって、影山廣輔議員の議席は1番、近藤瑞枝議員の議席は3番に指定します。

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（酢崎義行） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、

8番 松本多一郎 議員

9番 長谷川則夫 議員

を指名します。

---

◎会期の決定

- 議長（酢崎義行） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

- 議長（酢崎義行） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

---

◎諸般の報告

- 議長（酢崎義行） 日程第4、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告します。

次に、監査委員より平成24年11月から平成25年2月までの例月出納検査及び定期監査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期臨時会の説明員の出席要求を行ったところ、出席通知のありました者の職氏名の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、平成25年第1回定例会の会議録をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。



次に、平成25年5月末の消防活動状況の報告があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酢崎義行） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 皆さん、こんにちは。本日は多忙のところ、組合議会臨時会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、承認第1号についてご説明いたします。本案は、平成25年4月19日、印西市草深2429の11の老人ホームにおきまして、救急搬送中のストレッチャーを施設の柱に接触させ、柱表面の一部が損傷した事故につきまして、本年の5月30日、組合と相手方で和解が成立し、専決処分をしたもので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認を求めるものでございます。詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご承認くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（半田 實） 承認第1号について補足説明をさせていただきます。

お手元の議案に添付しております専決処分書及び審議資料承1-1ページをお願いいたします。まず、事故の概要について申し上げます。この事故は、平成25年4月19日午前11時56分、印西市草深2429-11、老人ホームトミオ印西コスモステラスにおきまして、牧の原分署救急隊の出動中、傷病者を3階居室からストレッチャーにて搬送している際に、施設出入り口正面玄関屋外中央の柱の表面の一部を損傷させてしまったものでございます。この事故により、施設の柱の角の部分がおよそ直径4センチメートルの大きさに塗装が剥がれたものでございます。

審議資料承1-2ページがその損傷部分の写真となっております。なお、搬送中の傷病者への影響はございませんでした。また、ストレッチャーにも損傷はございませんでした。

この事故につきましては、物損事故でございます。その後、相手方と示談交渉を進めてまいりまして、組合の過失割合を10割とし、施設の修理をもって相手方への補償とする内容で、本年5月30日に相手方と示談をしたものでございます。

専決処分に至る経過でございますが、和解及び損害賠償の額を定める議案として提出する意向でございました。しかし、5月30日の相手方との和解の折衝におきまして、修理を急いでほしいという強い意向があったことから、和解及び補償を急ぐ必要があり、専決処分とさせていただいたものでございます。

和解の条件につきましては、組合が相手方に施設の損害額4万4,100円を支払い、今後相手方は本件に関し、裁判上、裁判外を問わず一切異議の申し立て請求及び訴訟の提起を行わないものとする内容でございます。なお、相手方に支払う損害賠償金4万4,100円は、組合が加入している消防業務賠償責任保険に

より全額支払いがされるものでございます。

今回の事故につきましては、救急業務を行っていた職員に対し、再度このような事故を起こさぬよう十分注意するよう指示するとともに、幹部会議でも取り上げ、組織全体で注意喚起をしたところでございます。よろしくご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 2点お伺いします。

1点は、この審議資料を見ますと、非常時の際、この出入りに柱があるというのは、救急する側としては非常にやりにくいのではないかなと思います。このような構造となっている施設は、この施設のほかにあるのでしょうか。それを把握しているのでしたら教えてください。それと、もう一点は、この図のところにストレッチャーの矢印があります。その両端にある丸、これは柱ですよね。ちょっと確認したいと思います。この2点お願いします。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（石井 満） まず、ご質問1点目のこのような出入りに柱がある施設についての把握でございしますが、把握はしてございません。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 2点目の図面の丸い柱ということでお答えさせていただきますが、これにつきましてはピロティ部分のひさしの柱になります。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） ひさしの柱ということはわかりました。私がなぜ質問するかというと、急いでいるときに、出入りのところにこういう構造物があると、非常に消防としてはやりにくいのではないかなという思いがありましたので、この事故は私は仕方ないと思っています、急いでいる以上は。そうしましたら、こういうことがまたないように、施設、特に救急を必要とする施設については組合として把握する必要があるのではないかなという思いから質問したのですけれども、把握していないのでしたら、施設の把握は必要ではないでしょうか。お考えを伺います。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（半田 實） 全てを把握しているということではないということでお答えさせていただきましたが、一部病院とかそういうものについては把握しているところでございます。また、事故等については、職員が注意をしてやっていくということで、今後の把握とともにやっていきたいと考えております。

○議長（酢崎義行） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 一部把握しているということはわかりましたけれども、現場の職員もそこは柱があるということも十分認識の上、出動しているということですよ。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（半田 實） 救急を要するようなところですので、その現場に立ち会った職員がいかに事故を起

こさないように取り扱うかということが一番大切だというふうに認識しているところでございます。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 討論なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

承認第1号については、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酢崎義行） 起立全員です。

したがって、承認第1号については承認されました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酢崎義行） 日程第6、議案第1号 印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び印西地区消防組合公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第1号についてご説明いたします。

本案は、消防体制の充実強化とあわせ、ちば消防共同指令センターと連携した出動態勢を再構築するため、第1条の印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正で消防署の名称、位置及び管轄区域の一部を改めるものでございます。また、第2条の印西地区消防組合公告式条例の一部改正では、第1条の改正に伴い、消防署の名称が変更されることから、掲示場の位置を定めた公告式条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（半田 實） 議案第1号について補足説明をいたします。

審議資料1-1ページをごらんください。まず初めに、本条例は印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び印西地区消防組合公告式条例の一部改正となります。改正理由が消防署の名称変更などによるものであることから、関連する2つの条例改正について1つの議案としてご審議いただくものでございます。

第1条は、印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正となります。改正の1点目は、消防署の名称関係でございます。消防署と分署の違いについては、今までも配置人員や規模は同じで、どこが違うのかと指摘されてまいりました。このたびちば消防共同指令センターの運用開始に伴い、より緊密な連携を図るため、通信業務や現場指揮など、牧の原分署に職員を増員して対応していることから、配置職員数などで署と分署の逆転現象が生じているため、改正をするものでございます。本年度

の消防体制は、消防本部が3つの課と消防長、次長を含め29人、消防署は5署、2分署209人、総勢238人体制となっております。

改正後の体制については、審議資料1—2ページをごらんください。消防本部については現行体制と同じですが、消防署の体制は、牧の原分署と本埜分署を消防署に昇格した7署体制とし、中核となる消防署を中心に3つの方面本部にグループ分けをして消防署間の連携を高めるものでございます。第1方面は、牧の原消防署を中核として、印旛消防署と本埜消防署のグループになります。この地域は、近年大型物販店舗などが進出するほか、印西牧の原、印旛日本医大、小林の3つの駅圏を受け持ち、管轄人口は5万人弱で、管轄面積が広いなどの特徴があります。第2方面は、印西西消防署を中核として、印西消防署と連携するものでございます。この地域は、千葉ニュータウン中央駅圏における企業ビルや中高層住宅が多いこと、木下駅圏における従来からの木造密集地域も管轄しております。管轄人口は5万人弱で、中央駅圏ではさらに大型物販店舗などの開店を控えております。第3方面は、白井消防署を中核として、西白井消防署と連携するものでございます。この地域は、白井工業団地を中心に危険物施設が集中し、白井駅圏と西白井駅圏を管轄、受け持ち人口は3方面中最も多く、5万6,000人を超えています。

改正の2点目は、管轄区域の見直しでございます。審議資料1—3ページをごらんください。消防署の管轄区域は、基本的に災害現場に最も近い署から出動させる直近方式に準じています。なぜならば、火災が発生したとき、最も早く到着する部隊は、ふだんから立入検査や防火指導など管轄区域の実態を把握しておくことで迅速な活動となるものでございます。このため、主な見直しとして、審議資料の1—5ページをごらんください。白井市の桜台地区を白井消防署の管轄区域から外し、印西西消防署に変更するものでございます。ただし、消防署間の距離がわずかの差ならば、消防需要のバランスを考慮した地域もございいます。審議資料1—4ページをごらんください。滝野地区などは、現在の牧の原消防署のほうがわずかに近くに位置しておりますが、立入検査や防火指導など業務量を考え、今までどおり本埜消防署の管轄とし、今後体制の整備にあわせ、段階的に見直しを図る予定でございます。

続きまして、審議資料1—7ページをごらんください。第2条、印西地区消防組合公告式条例の一部改正ですが、第1条の設置等に関する条例の一部改正に伴い、消防署の名称が変更となることから、公告式条例に規定する掲示場の名称について、印西地区消防組合印西消防署本埜分署を印西地区消防組合本埜消防署に変更するなど、設置等に関する条例に準拠するものでございます。

次に、改正条例の施行期日ですが、周知期間等を考慮して本年10月1日からとしております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 2点お伺いします。

今説明の中で、防火指導云々という後に段階的に見直しを図るとおっしゃったのですが、どういうふうな段階的に見直しを図るのか、今具体的におわかりでしたら説明していただきたいと思っております。それと、周知期間があるというふうにおっしゃいましたけれども、どのように住民に周知するのか、周知方法を伺います。この2点お伺いします。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（半田 實） お答えいたします。

まず、段階的にということですが、これにつきましては、定員計画の関係で本年度266人に増員をさせていただいておりますので、その辺の職員の増加等を考慮しまして今後検討していきたいと考えております。それから、周知につきましては、組合関係ですと、ホームページ、それから組合の広報ですが、構成市の広報もありますので、そちらも活用しながら周知を図っていきたいと考えております。

○議長（酢崎義行） 1番、影山廣輔議員。

○1番（影山廣輔） 今回3方面体制という形でございますけれども、救急のあり方から逆算しまして、この3方面の区割りの面積とか、あるいは人口の構成についてお尋ねしたいと思います。特に東のほうで言いますと、第1方面の面積がちょっと広いという点がございまして、消防あるいは救急のときの駆けつける時間というのに難があるのかどうか、その点について、あと第3方面で言いますと、面積は広くありませんが、人口が多い。あと、西のほうからどちらかというと高齢化が進んでいるのです、ニュータウン地区を中心に。そういった人口構成について、特に消防、救急の面でこういう出動の確率について考慮されたのかどうか、そこのところをお尋ねしたいと思います。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（石井 満） まず、消防組織体制、3方面7署体制の件でございますが、人口につきましては、まず第1方面でございます。これは、牧の原、印旛、本埜、2月末の住基人口、これに外国人登録を含めた数でございますが、約5万弱というふうなことで説明申し上げました。正確には4万9,297人、それから第2方面、これは印西消防署、印西消防署、4万9,170人、次に第3方面、白井消防署、西白井消防署、5万6,335人となります。なお、面積については、現在のところ数値としては捉えてございませんので、よろしく願いいたします。

それから、各救急等の活動面のございですが、消防署の数自体は従来と同じであります。5署2分署、その中の牧の原分署と本埜分署が消防署に名称を変更するということで、活動する消防部隊については同様でございます。ですから、これによる到着時間等、そういう変化についてはございません。それから、高齢化についてでございますが、それに伴う今回の組織対応については対策をしてございません。よろしく願いいたします。

○議長（酢崎義行） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時21分

---

再開 午後 2時22分

○議長（酢崎義行） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び印西地区消防組合公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酢崎義行） 起立全員です。

したがって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酢崎義行） 日程第7、議案第2号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第2号についてご説明いたします。

本案は、老朽化した西白井消防署の水槽付消防ポンプ自動車を更新整備するため、長野ポンプ株式会社東京営業所より5,790万7,500円で取得するものでございます。入札手続及び取得の概要の詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（半田 實） 議案第2号について補足説明をいたします。

初めに、入札手続についてご説明いたします。本件につきましては、事後審査型制限付一般競争入札により執行したものでございます。本年4月5日に入札等審査会を開催し、入札参加条件を決定いたしました。その後、4月15日に公告し、参加業者を公募したところ、条件となる組合構成市の入札参加資格者6者から申請がありました。5月15日、6者による入札を行った結果、長野ポンプ株式会社が5,515万円で落札候補者となり、事後審査の結果、資格要件に該当しておりましたので、同社東京営業所より消費税を含めました5,790万7,500円で取得するものでございます。以上が入札手続の経緯でございます。

続きまして、取得財産の概要についてご説明いたします。お手元の審議資料2-1ページをごらんください。本案は、平成10年度に配備した水槽付消防ポンプ自動車が14年を経過し、車両及び資機材が老朽化していることから、車両の更新を行うものでございます。取得する車両は、消防自動車専用シャーシに排ガス規制適合のディーゼルエンジンを搭載し、悪路走行にすぐれた4輪駆動方式としております。主たる装備品として、毎分2,000リットル以上の放水能力を持つA-2級の消防ポンプと1,500リットルの水槽を備えるものであります。管内情勢に見合う装備としましては、中高層集合住宅などの火災対策として、少ない水量で消火する圧縮空気泡消火装置を備え、下層階の水損防止効果が期待できるものとなっております。その他には、火災に限らず、人命救助の初期対応などに活動できるよう、圧縮空気を利用した破壊器具を備えております。納期につきましては、平成26年2月25日までとしております。なお、審議資料2-2ページには開札調書を添付してございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） この消防ポンプ自動車、平成10年に購入したということで、15年たちましたけれども、この15年というのは妥当なのか、この消防ポンプ車は大体15年ぐらいすると老朽化ということになるのか、その点を伺いたいと思います。それで、これは廃棄処分になるのか。3点目は、この老朽化した車両と今度新しく買う車両、どれだけよくなったかというか、改善したというか、新規に装備された装備品というのはあるのか、老朽化したのと比較してどう違うのかを確認したいと思います。それと、この中で乗車の定員が6名とありますけれども、常に6名の定員は充足されているのか、確認です。それと、議決後8カ月後に納入とありますけれども、大体消防車というのは8カ月が最適な数字なのか、その辺を確認したいと思います。あと、入札のことなのですが、これはわずか75万円の差で長野ポンプが落としました。当組合での実績をお伺いしたいと思います。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（石井 満） ただいまのご質問で、まず1点目として、15年という年数が妥当なのかということでございますが、排ガス規制、NOx・PM法で15年までしか車検が取れませんので、その期間以上は乗れないということでございます。

それから次に、古い車両は廃棄になるのかということでございますが、現在この古い車については、もう車検は取れないので、廃車とするところでございますが、日本消防協会からの要請によりまして、開発途上国に行く予定でございます。現在まだ予定ということでございます。

新たな点につきましては、審議資料2-1をごらんください。(2)、主たる装備品というところで、ウ、圧縮空気泡消火装置、キャブ装置というふうに書いてございますが、これは要するに泡を出して消します。危険物施設の火災で使う泡とは違って、一般の建物火災のときに使う泡であります。通常の水よりも少ない量で消せること、それから浸透性があるので、再燃防止などにも効果があります。特に共同住宅など、水損などを防止するためには相当効果があるのではないかとこのところでございます。大きなものは以上でございます。あと、装備品については、要するに改良されているというところでご理解をいただきたいと思っております。

それから、定員が6人になっておりますが、これは例えば自然災害だとか、要するに部隊の要員を強化して乗せるため、乗れる枠いっぱいを定数としております。ちなみに、消防力の整備指針ではこの種の車は定員5人以上ということで書かれておりますが、場合によって増員して対応することもありますので、乗れる定数を確保したというところであります。

それからあと、納期についてですが、これはベース車両はトラックです。それを手づくりというか、実際に組み立ててつくっていくわけですので、このくらいの期間がかかるというところでありまして。入札の実績ですが、今回の契約の相手方、長野ポンプについては、実績としてございます。

以上です。

○議長（酢崎義行） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） わかりました。

廃棄処分しないで途上国に行く予定ということでありますけれども、途上国に渡すという以上は、整備してから渡すということになると思いますけれども、その辺の整備の費用というのは組合の負担になるのか、それとも国のほうが保障しているのか。これは、国が保障すべきだと思いますけれども、その点について伺いたいと思います。

それと、乗車定員ですけれども、指針は4人ということでありますけれども、6人までは乗れるよということで乗車定員とおっしゃいましたけれども、実際には4人で十分に活動できるのか、その点についてお伺いしたいのと、今定数が県の平均よりも少ない状態の中で定員を乗せるべきだと思いますけれども、その点を伺いたいと思います。

それと、8カ月の根拠というのは、このベースはトラックで、その後組み立てをするとおっしゃいましたけれども、大体通常は8カ月が必要であると。今までもそういう期間が必要だったのでしょうか。その点を伺います。

それで、長野ポンプの実績があるとおっしゃいましたので、何年ごろ購入したのか、わかる範囲で結構ですので、お伺いしたいと思います。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（石井 満） まず、定員についてですが、ベース車両ということで、トラックの乗車のやつと、あとダブルキャブ、要するに2列で乗れるようになっています。そういうことで、車検の取れる最大限の定数として見込んだものでございます。通常の火災ですと、例えば4人とか、それから署によっては5人乗っております。消防力の整備指針は、5人以上ということになっているところでございます。マンパワーで仕事をしますので、災害現場とか必要な場合はなるべく乗れるようにということで、車検の乗車定員としては最大限確保しているというところであります。

それから、途上国というか、この経費、費用の問題であります。当消防組合では費用負担はございません。日本消防協会が全て行います。また、輸出等に関係するほうは、今度はそれを受ける側というふうなことでなっていると聞いております。要するに消防組合では、負担は一切ございません。

（何事か言う人あり）

○消防本部次長（石井 満） 済みません。ちょっと漏れがありました。整備するまでの納期の8カ月については、大体このくらいの期間を要しております。

それから、長野ポンプの実績については、24年度で本埜分署の水槽付ポンプ自動車、これが長野ポンプです。その前、22年度が印旛消防署、これも長野ポンプの納入実績がございます。

以上です。

○議長（酢崎義行） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 途上国に行く費用は協会が負担ということで、実際に協会に組合も負担金としてお金を払っていますよね。そのお金も含まれているということですよ、実際には。ちょっとその確認をすることと、あと答弁漏れなのですけども、実際に途上国に渡す場合、整備する場所というか、それはもう全く向こうにお任せということなのですよ。それを確認したいと思います。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 廃棄消防車両のリサイクル、国際援助についてですが、援助するには、対象



というか、条件があります。外務省が実施するリサイクル草の根無償事業の対象国であること、それから世界義勇消防連盟の加盟国であること、要するに世界の中で消防のそういう協力体制がとられているところでもあります。それから、当然のことながら、援助が必要と認められる国であるということでもあります。ですから、ODAというのでしょうか、そういうところからの資金も活用されているというふうに聞いております。それからあと、日本消防協会への当組合の負担金はございません。

以上です。

○議長（酢崎義行） 7番、小金谷恒久議員。

○7番（小金谷恒久） 4輪駆動車ということになっておりますけれども、走行性の安定性ということで聞いておりますが、雪国はほとんど4輪駆動車だと思っておりますが、この印西地区においてはほとんど4輪駆動は必要ではないのかなと思っておりますけれども、その点を教えてください。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 最近の車両については、努めて4輪駆動を採用しております。自然災害、台風とか何かで土砂があるとか、あるいは地震等、そういうところで舗装路、これは通れる通れないというのは当然ありますけれども、そういう意味合いで悪路に強いことから、4輪駆動を採用しているところがあります。なお、今回は補助事業等ではございませんが、緊急援助隊として出る車については4輪駆動が義務化というか、条件の一つにもなっております。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 財産の取得についてを採決します。

議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酢崎義行） 起立全員です。

したがって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酢崎義行） 日程第8、議案第3号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第3号についてご説明いたします。

本案は、老朽化した白井消防署の消防ポンプ自動車を更新整備するため、株式会社モリタ東京営業部よ

り3,580万5,000円で取得するものでございます。入札手続及び取得の概要の詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（半田 實） 議案第3号について補足説明をいたします。

初めに、入札手続についてご説明いたします。本件につきましては、事後審査型制限付一般競争入札により執行したものでございます。本年4月5日に入札等審査会を開催し、入札参加条件を決定いたしました。その後、4月15日に公告し、参加業者を公募したところ、条件となる組合構成市の入札参加資格者7者から申請がありました。5月15日、7者による入札を行った結果、株式会社モリタ東京営業部が3,410万円で落札候補者となり、事後審査の結果、資格要件に該当しておりましたので、同社東京営業部より消費税を含めました3,580万5,000円で取得するものでございます。以上が入札手続の経緯でございます。

続きまして、取得財産の概要についてご説明いたします。お手元の審議資料3-1ページをごらんください。本案は、平成10年度に配備した消防ポンプ自動車を購入から14年を経過し、車両及び資機材が老朽化していることから、車両の更新を行うものでございます。取得する車両は、消防自動車専用シャシーに排ガス規制適合のディーゼルエンジンを搭載、3トン級のダブルキャブとしております。

主たる装備品として、毎分2,000リットル以上の放水能力を持つA-2級の消防ポンプを備えております。管内情勢に見合う装備としては、中高層集合住宅などの火災対策として、当組合では小型車両としては初めて600リットルの水槽と少ない水量で消火する圧縮空気泡消火装置を備え、下層階の水損防止効果も期待できるものとなっております。

現在の車両は、消火栓や防火水槽に車両をつけての単独放水や他の消防車両に中継送水を行うものが主でありましたが、今回導入します車両は、水を積載することにより、大型消防車両が進入困難な狭隘道路で水利状況が悪い火災現場でも直近部署し、直ちに放水作業を行うことができるものとなっております。また、放水圧力の自動調整や手引き電動ホースカーによる作業によっても省力を図られております。納期につきましては、平成26年3月5日までとしております。なお、審議資料3-2ページには開札調書を添付してございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 議案第2号と同じような質問なのですが、この新しい車両、新たに整備されたもの、今ご説明の中で水槽が600リットルというのは初めて知りました。主たる装備品のイトウとオの部分新しく整備された。新しく整備されたのは、主たる装備品の中のイトウとオなのか、その辺をお伺いします。それと、廃棄処分ではなくて、議案第2号と同じように途上国へ送られるのかということの確認をしたいと思えます。またあわせて、落とされた株式会社モリタの実績をお伺いしたいと思います。わずか8万円の差で落札されていますけれども、組合の実績をお伺いしたいと思います。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 新たな装備については、議員ご指摘のとおり、水槽がついたこと、それからキャブ、それから動力ホースカーというところでございます。それと、途上国へはということですが、

これも先ほどの車と同じように、日本消防協会経由で行く見込みでございます。

それから、株式会社モリタの実績でございますが、前回の屈折はしご車、あれも株式会社モリタであります。今資料のほうを確認します。印西消防署の水槽付ポンプ車が平成20年、それから印西消防署の水槽付ポンプ車が平成21年、その前に平成15年に牧の原分署の水槽付ポンプ車、それからもう一台、印西消防署のはしご車があります。これは平成13年です。以上が納入実績であります。

以上です。

○議長（酢崎義行） 1番、影山廣輔議員。

○1番（影山廣輔） 先ほどの水槽付消防ポンプ車のときには4輪駆動方式というのがありました。こちらにはあえてつけてありません。4輪駆動方式の事由として、1つは緊急援助隊の要件として挙げられていました。これは、緊急援助隊に出ないのだったら4輪駆動でなくてもいいのかという話なのでしょうけれども、もう一つ、大災害への対応で悪路が発生した場合の物理的条件、そのためにも4駆ということ、2つの事由を挙げられていました。この車両については、どうなっているのでしょうか。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 表示はしてございませんが、これも4輪駆動車でございます。

○議長（酢崎義行） 7番、小金谷恒久議員。

○7番（小金谷恒久） これは、日本消防協会が廃棄処分をものを発展途上国に売るということはもう決まっていることなのですか。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 先ほどの水槽付ポンプ車とあわせて、このポンプ車についても日本消防協会から途上国に行く予定ということで計画しているところでございます。

○議長（酢崎義行） 7番、小金谷恒久議員。

○7番（小金谷恒久） この周辺の解体業者さんにも、印西地区消防組合から上がってきた、日野自動車経由から上がってきたポンプ車が結構高額な金額で買われていることを聞いております。例えば4トンクラスの水槽つきの車だったら40万円以上で解体屋さんが購入しています。2トンクラス、今回は水槽がついていますけれども、ついていないやつでも30万円以上で買い取りをしていると、そう聞いていますけれども、印西地区ではほとんど無償で下取りということよりも廃棄処分させているということで、かなり無駄なことをしているのではないかなと、常々前からそう思っていました。よろしくお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（石井 満） ただいまのご質問で、廃棄処分の車両について売ることができるのではないかという内容で、印西地区の場合は無償というところではありますが、この車両……ちょっと今資料のほうを確認しております。消防車両については、平成13年11月に総務省消防庁から、過去に成田空港で消防車が突入したテロ行為事案とか、そういうのがあって、処分には十分注意するようという注意喚起がございました。そのために、例えば外国で使うとかというのを除いて、国内では使えないように抹消登録しているところであります。もし売の場合は、赤色回転灯とか、それからサイレンとか、あと名称ですか、そういうのを外して適切に処理するようということで、車のメーカー、ディーラーからどのくらいそれをやった場合は費用がかかるのかということになると、大体同じくらいかかるというようなことで、廃棄処

分をしていたという経緯でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 7番、小金谷恒久議員。

○7番（小金谷恒久） 今話を聞きますと、回転灯、サイレン、看板等を外すだけでも同じぐらいの金額がかかるということを知りました。それは、業者が必ず責任持ってやっていると思います。確かに解体屋さんに入っている車は看板等を全部消してあります。それは、解体屋さんが全部撤去している。それで、写真を送って処分するということを知っています。非常に金を捨てているような気がしてなりません。お金は大事なもので、税金から集めたお金です。有効に使えるように、これからは慎重に審議していただければと思います。

以上です。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（半田 實） 議員から貴重なご意見が出ましたので、その辺を参考にしながら今後検討していきたいと思います。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 財産の取得についてを採決します。

議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酢崎義行） 起立全員です。

したがって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酢崎義行） 日程第9、議案第4号 平成25年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第4号についてご説明いたします。

本案は、印西消防署の建設に伴う不動産鑑定評価委託料などの追加補正でございます。歳入歳出の補正額は、歳入歳出それぞれ639万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,989万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） それでは、議案第4号について補足説明をさせていただきます。

議案及び審議資料の4-1ページをお開きください。このたび補正をお願いするのは、この資料の中の2、予算補正の理由に記載のとおり、印西消防署の建設に伴う不動産鑑定評価委託料などの事業費を補正するものでございます。これによりまして、1の平成25年度歳入歳出予算補正額は、補正前の額28億6,350万円に639万5,000円を追加し、補正後の予算額を28億6,989万5,000円とするものです。

それでは、平成25年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）の4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。歳出についてですが、3款消防費は補正前の額25億9,583万7,000円に639万5,000円の追加となりました。その内訳ですが、5ページをお開きください。13節委託料は、印西消防署の建設に係る不動産鑑定評価委託料、用地測量業務委託料、物件調査委託料により639万5,000円の追加となったものです。

歳入についてですが、1款分担金及び負担金は、平成25年度の分担金負担割合により構成市の分担金を算出し、補正前の予算額27億7,562万4,000円に639万5,000円を追加し、27億8,201万9,000円とするものです。構成市別の内訳は5ページの説明欄のとおりですが、詳細につきましてはこの補正予算書の最後の6ページ、分担金算出表のとおりとなっております。

以上で平成25年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（酢崎義行） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 2点お伺いします。

今さら聞くのも何なのですけれども、白井と印西の分担する基準というのは基準財政需要額割でやっています。県内の組合でもこのような方式をとっているのか、それを確認したいと思います。それと、今回説明の中で3点説明があります。最後の物件調査委託料がありますけれども、実際に調査する具体的な内容、どういう項目を調査するのかを伺います。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） まず、1点目の負担割合ですが、各組合、その取り決めといいますか、そこによって違うということで、基準財政需要額だけでやっているというところもございまして、そのほかのものを取り入れて、人口割や面積であったり世帯であったりというものを加えているというところもございまして。次に、2点目の物件の補償のことですが、今回予定地とされておりますところに建物その他工作物がある関係で、その補償のほうを算定していただくということになっております。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 最初のご答弁で、組合によっては人口割とか面積によって変えるといいますけれども、それではなぜこの組合では基準財政需要額にしたのか、その根拠、それをお伺いしたいのですけれども、私は全ての組合も基準財政需要額でやっているのかなというふうに思っていたものですから、改め

て伺います。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 分担金のルールについてですが、印西地区消防組合は、設立当時は俗に言う自賄い方式ということで、建物あるいは土地、消防車両、これらについては地元市町村が負担する、それから職員の配置割で何割、それから人口割で何割というようなルールでスタートいたしました。その後、車あるいは庁舎等についても、これは1つの一部事務組合として、エリアは1つで行っていくということで、公平な負担というか、同じような形でということで、基準財政需要額をベースとした負担割合にしたというところであります。県内では、佐倉消防が基準財政需要額で行っております。全国的に見ても、そのルール見直しのときにそれが結構比率として多いと。ただ、この分担金の見直しをするということは、要するに額、係数が変わりますので、一度決めた分担金は、やはりそれなりの理由がないと見直しが難しいというところがあるものですから、県内8つの組合消防がありますけれども、総務課長が申し上げましたように、基準財政需要額割だけでなく、人口が入ったり、世帯割が入ったり、そのような形をとっているというのが状況でございます。よろしく願いいたします。

○議長（酢崎義行） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 経過はわかりました。自賄い方式ですか、最初は。その後この今の方法になったのは、いつからこの方法を取り入れたのでしょうか。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 現在の基準財政需要額割100%は平成22年度からであります。ただ、このルール自体は平成20年度にスタートして経過措置を設けました。要するに人口割あるいはその比率を50%、その前は人口割が50%、基準財政需要額割が50%で、この制度に当たっては経過措置をとって3段階で現在の基準財政需要額割100%になったものでございます。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成25年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酢崎義行） 起立全員です。

したがって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

ここで3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

---

再開 午後 3時15分

○議長（酢崎義行） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次長。

○消防本部次長（石井 満） 先ほどの議案第3号の答弁について訂正をさせていただきたいと思います。  
財産の取得で、ポンプ車の装備について、4輪駆動ということで答弁申し上げましたが、2輪駆動ですので、訂正をさせていただきたいと思います。失礼いたしました。

---

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酢崎義行） それでは、日程第10、発議案第1号 専決処分事項の指定についてを議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

2番、石井恵子議員。

○2番（石井恵子） 発議案第1号 専決処分事項の指定についての提案理由の説明を行います。

地方自治法第180条第1項の規定により、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長においてこれを専決処分にすることができると定められています。この法に基づき、専決処分により和解もしくは調停または損害賠償の額を定めることについての行政事務の迅速な処理を可能にし、早急な解決を図るため、管理者の専決処分事項を定めるものでございます。1、組合がその当事者である1件100万円以下の和解または調停に関すること。2、法律上、組合の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額を定めること。なお、構成市の印西市と白井市においても同じ内容で指定の議決がされておりますので、内容の統一はとれているものでございます。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） これから質疑を行います。

なお、発議案賛成者の質疑は妥当性を欠くので、ご遠慮願います。

質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議案第1号 専決処分事項の指定についてを採決します。

発議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酢崎義行） 起立全員です。

したがって、発議案第1号については原案のとおり可決されました。

この際、ご挨拶を申し上げます。私、平成24年の10月から、皆様のご推挙によりまして、議長として皆様のご協力、ご指導により大過なく務めさせていただきました。厚く御礼申し上げます。このたび都合によりまして、議長の職をやめさせていただく、お願いを申し上げます。

昨今のニュースを見ていますと、毎日のように自然災害や人的災害等が報道され、消防に寄せられる期待はますます大きなものとなってきていることを実感しております。このような中で、消防に課せられた使命達成のため、さらなる向上と成果を求め、住民のニーズに応えていかなければならないと思っております。今後とも印西地区消防組合発展のために微力を尽くしてまいりたいと考えております。倍旧のご指導、ご鞭撻のほどひとえにお願い申し上げます。辞任のご挨拶といたします。

副議長、議長席にお願いいたします。

（議長、副議長と交代）

○副議長（長谷川則夫） 議長を交代いたしました。

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後 3時20分

---

再開 午後 3時30分

○副議長（長谷川則夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程の追加

○副議長（長谷川則夫） ただいま議長、酢崎義行議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○副議長（長谷川則夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

◎議長辞職の件

○副議長（長谷川則夫） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、酢崎義行議員の退場を求めます。

（10番 酢崎義行議員退場）

○副議長（長谷川則夫） 書記長に辞職願を朗読させます。

○議会書記長（石井幸夫） 辞職願を朗読いたします。

平成25年6月24日

印西地区消防組合議会副議長 長谷川 則 夫 様



辞 職 願

このたび都合により議長を辞職させていただきたくお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（長谷川則夫） お諮りします。

酢崎義行議員の議長辞職の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○副議長（長谷川則夫） 異議なしと認めます。

したがって、酢崎義行議員の議長辞職の件を許可することに決定いたしました。

酢崎義行議員の入場を許可します。

（10番 酢崎義行議員入場）

---

◎日程の追加

○副議長（長谷川則夫） ただいま酢崎議長の辞職により、議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、日程を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○副議長（長谷川則夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに選挙を行うことに決定しました。

---

◎議長の選挙

○副議長（長谷川則夫） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○副議長（長谷川則夫） ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に6番、岩井一郎議員及び7番、小金谷恒久議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○副議長（長谷川則夫） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（長谷川則夫） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長(長谷川則夫) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

書記長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○副議長(長谷川則夫) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(長谷川則夫) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

岩井一郎議員及び小金谷恒久議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○副議長(長谷川則夫) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数	10票
有効投票	10票
無効投票	0票です。

有効投票のうち

岩井一郎議員	5票
酢崎義行議員	5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票であり、岩井一郎議員と酢崎義行議員の得票数はいずれもこれを超えております。

両者の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第195条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

岩井一郎議員と酢崎義行議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは、2回に分けて行います。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは、抽せん棒で行います。

なお、くじの立ち会いに関しましては、先ほど岩井一郎議員にやっていただきましたが、当事者となりましたので、小金谷恒久議員及び松本多一郎議員にくじの立ち会いをお願いします。

被選挙人は、前にお進みください。

初めに、使用するくじの確認をお願いします。

(くじを確認)

○副議長(長谷川則夫) それではまず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

初めに、岩井一郎議員、お願いします。

(くじを引く)

○副議長(長谷川則夫) 続きまして、酢崎義行議員、くじを引いてください。

(くじを引く)

○副議長(長谷川則夫) ただいま順序が決まりました。

初めに、酢崎義行議員、それから続きまして岩井一郎議員、以上のとおりです。

それでは、ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

最初に、酢崎義行議員、くじを引いてください。

(くじを引く)

○副議長(長谷川則夫) 岩井一郎議員、くじを引いてください。

(くじを引く)

○副議長(長谷川則夫) くじの結果を報告します。

くじの結果、岩井一郎議員が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長(長谷川則夫) ただいま議長に当選された岩井一郎議員が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。

岩井一郎議員、議長当選のご挨拶をお願いします。

○6番(岩井一郎) このたび印西地区消防組合議会議長に選出されました岩井一郎です。一言ご挨拶を申し上げます。

東日本大震災から消防行政は極めて重要視されているところです。浅学非才な身ではありますが、議員各位のご協力を得ながら、円滑な議会運営と印西地区消防組合議会の発展のために一生懸命尽くしてまいりたいと存じます。議員各位並びに消防関係者のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長(長谷川則夫) 以上で副議長の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

新議長と交代をしたいと思います。

なお、この際、副議長の私も辞表を提出したいと思います。私が副議長になりましてから非常に出番が多い副議長でございました。皆様のご協力のもと、スムーズに議事を運営させていただきまして、本当にありがとうございました。

では、新議長、席のほうをお願いします。

(副議長、議長と交代)

○議長(岩井一郎) 議長を交代いたしました。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時48分

---

再開 午後 3時58分

○議長（岩井一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程の追加

○議長（岩井一郎） ただいま副議長の長谷川則夫議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（岩井一郎） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

◎副議長辞職の件

○議長（岩井一郎） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、長谷川則夫議員の退場を求めます。

（9番 長谷川則夫議員退場）

○議長（岩井一郎） 書記長に辞職願を朗読させます。

○議会書記長（石井幸夫） 辞職願を朗読いたします。

平成25年6月24日

印西地区消防組合議会議長 岩井一郎様

印西地区消防組合議会副議長 長谷川 則 夫

辞 職 願

このたび都合により副議長を辞職させていただきたくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井一郎） お諮りします。

長谷川則夫議員の副議長辞職の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 異議なしと認めます。

したがって、長谷川則夫議員の副議長辞職の件を許可することに決定いたしました。

長谷川則夫議員の入場を許します。

（9番 長谷川則夫議員入場）

---

◎日程の追加

○議長（岩井一郎） ただいま長谷川副議長の辞職により、副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

---

◎副議長の選挙

○議長（岩井一郎） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行いたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（岩井一郎） 異議なしと認めます。

それでは、議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（岩井一郎） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に8番、松本多一郎議員及び9番、長谷川則夫議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（岩井一郎） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（岩井一郎） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。

書記長が議席番号と氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

（投票）

○議長（岩井一郎） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

松本多一郎議員及び長谷川則夫議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（岩井一郎） 選挙結果を報告します。

投票総数	10票
有効投票	10票
無効投票	0票です。

有効投票のうち

石井恵子議員	5票
小金谷恒久議員	4票
長谷川則夫議員	1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。

したがって、石井恵子議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(岩井一郎) ただいま副議長に当選されました石井恵子議員が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。

石井議員。

○2番(石井恵子) ただいま副議長選挙において副議長の職につくことになりました石井恵子でございます。今後議長を補佐し、議会運営に尽くす所存でございます。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

---

#### ◎日程の追加

○議長(岩井一郎) お諮りします。

議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部変更について、日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岩井一郎) 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題にすることに決定いたしました。

---

#### ◎議席の一部変更

○議長(岩井一郎) お諮りします。

ただいま朗読しましたとおり議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

○議長(岩井一郎) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読しましたとおり……

(何事か言う人あり)

○議長（岩井一郎） ごめんなさい。戻します。大変失礼しました。

○議会書記長（石井幸夫） 議席番号を朗読します。

2番の石井恵子議員が9番、6番の岩井一郎議員が10番、9番の長谷川則夫議員が2番、10番の酢崎義行議員が6番、以上でございます。

○議長（岩井一郎） お諮りします。

ただいま朗読しましたとおり議席の一部を変更することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

○議長（岩井一郎） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読しましたとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（岩井一郎） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成25年第1回印西地区消防組合議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 4時12分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

新議長 岩 井 一 郎

議 長 酢 崎 義 行

副議長 長 谷 川 則 夫

署名議員 松 本 多 一 郎

署名議員 長 谷 川 則 夫